

第35回大空町農業委員会総会議事録

令和8年4月17日 第35回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	5番 児山高	6番 渡邊恵二
7番 小川一浩	8番 福田英信	9番 福田重幸
10番 佐久間仁	11番 増子昭雄	12番 真鍋剛
13番 佐々木経一	14番 森英章	15番 仲西政克
16番 高橋敬義	17番 長尾照幸	18番 追分敏行
20番 遠藤哲也	21番 佐野一義	22番 先崎教之
23番 丹羽真治	24番 石田正俊	

(2) 欠席者

なし

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主幹 渡邊 豪	主査 戸井 裕之
------------	---------	----------

第35回大空町農業委員会総会議事録

午後4時00分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から第35回大空町農業委員会総会を開催いたします。 会議日程2 憲章朗読でございます。全員で前文から朗読いたしたいと存じます、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	それでは、開会にあたりまして石田会長よりご挨拶を申し上げます。
石田会長	皆さん、こんにちは。 本日は、春耕期を迎えなにかとお忙しい中、第35回農業委員会総会の出席、誠にありがとうございます。 本年は、先ほど紹介ありましたとおり、農業委員会でも人事異動がありまして、行かれる方が1名、新たに農業委員会事務局に来られる方が1名という人事異動となり、本年度から渡邊主幹が新たに農業委員会に配属されます。渡邊主幹は農業委員会経験者でございますので、しっかりと業務をこなしてくれると思っております。仙石主事におかれましては3年間ご苦労さまでした。建設課に配属となりましたが、業務の方頑張ってください。 さて、本年は、雪解けは早かったですが、風が強く寒い日が続いているところではありますが、長芋掘り、春小麦の播種作業と、もう皆さん畑作業を始められていることと思います。週間予報を見ますと、21日に雨マークがありますが概ね天気も良く、暖かくなるのではないかと思います。 最後になりましたが、今後本格的に植え付け作業が始まりますが、順調に作業が進み、皆様が健康で良き出来秋を迎えられますことをご祈念申し上げまして、開会の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	先月総会以降の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただいまより、第35回農業委員会総会を開催いたします。

	(午後 4 時 0 6 分)
石川局長	ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。 ただいまの出席委員は、22名であります。 高橋委員から遅れて来る旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件につきましては、議案第1号から議案第4号まで44件、報告案件で1件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、11番増子委員、12番真鍋委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和8年4月17日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 議案第1号に係る農地法第3条関連の案件につきましては、すべて農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しています。 なお、この案件につきましては、賃貸借から売買への移行の案件です。そのため、図面を省略しております。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第１号所有権移転関係１番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係２番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	【議案第１号所有権移転関係２番朗読】 この案件につきましては、令和３年１２月農業委員会総会において、 買入協議を行い、譲受人が北海道農業公社から一時貸付を受けている 豊里１９０番２及び４の隣接地を贈与する案件です。図面については、 １ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形 態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係２番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第１号所有権移転関係２番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。

戸井主査	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面の方は省略しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 5 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和 8 年 4 月 1 7 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 2 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、当該農地に新たに農業用倉庫を建設したいとの申請があったもので、第 5 地区農業委員さんにより、令和 7 年 1 2 月 8 日に現地確認を行っています。既存宅地の隣接地であるため、転用

	はやむを得ないという判断をいただいております。図面につきましては図面 2 ページから 3 ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、令和 7 年 1 2 月 8 日に第 5 地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請することについて審議を求める。令和 8 年 4 月 1 7 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。

	【議案第3号所有権移転関係1番朗読】 この件については、令和5年7月総会で買入協議を行い、令和5年10月総会で譲渡人から一時貸付を受けている農地について、譲受人が早期の売り渡しを希望したことによる売買の案件です。そのため、図面を省略しております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第3号所有権移転関係1番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
	次に、所有権移転関係2番及び3番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。
	事務局。
渡邊主幹	【議案第3号所有権移転関係2番及び3番朗読】 2番及び3番の案件については、2譲渡人の離農に伴う新規案件となります。 農業公社の農地売買等事業における即売りタイプを活用した売買となっており、令和7年1月17日に第3地区農業委員によりあっせん会が開催されております。図面につきましては4ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上でございます。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 3番の譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長	これより所有権移転関係 2 番及び 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号所有権移転関係 2 番及び 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 4 番及び 5 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	【議案第 3 号所有権移転関係 4 番及び 5 番朗読】 4 番及び 5 番の案件については、賃貸借から売買への移行案件となります。 農業公社の農地売買等事業における即売りタイプを活用した売買となっており、3 月 17 日に第 4 地区農業委員によりあっせん会が開催されております。賃貸借からの移行の案件のため、図面は省略しております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 4 番及び 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号所有権移転関係 4 番及び 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 番から 4 番までについて、貸主が同一ですの

	で、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	【議案第３号利用権設定関係１番から４番朗読】 １番から４番の案件については、農地売買等事業に伴う農業公社との買入に係る案件であります。令和７年１２月の総会において買入協議の要請について議決を頂いております。そのため、図面は省略しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１番から４番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号利用権設定関係１番から４番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係５番から１２番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第３号利用権設定関係５番から１２番朗読】 ５番から１２番の案件については、この後に出てきます番号１３番の借主に使用貸借により貸し付けていた農地が、借主の規模縮小により合意解約がなされたため、新たな耕作者に貸し付ける新規案件とな

	ります。 4月8日に第1地区農業委員によりあっせん会が開催されています。農業公社が5番の貸主から借り受けた農地を、6番から12番までの借主にそれぞれ貸し付けるものです。図面につきましては、5ページから12ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 農業公社をとおした農地中間管理事業による賃貸借となっており、借主については、意欲的に営農していて、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係5番から12番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係5番から12番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係13番から17番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第3号利用権設定関係13番から17番朗読】 13番から17番の案件については、13番の貸主の規模縮小により、新たな耕作者に貸し付ける新規案件となります。 4月8日に第1地区農業委員によりあっせん会が開催されています。農業公社が13番の貸主から借り受けた農地を、14番から17番

	までの借主にそれぞれ貸し付けるものです。図面につきましては１３ページから１７ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 農業公社をとおした農地中間管理事業による賃貸借となっており、借主については、意欲的に営農していて、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１３番から１７番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号利用権設定関係１３番から１７番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係１８番及び１９番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第３号利用権設定関係１８番及び１９番朗読】 これ以降は更新の案件となります。そのため、これ以降の図面を省略しております。

	この案件につきましては、１８番借主が１８番貸主から借り受けた農地を１９番借主に貸し付けるものです。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１８番及び１９番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号利用権設定関係１８番及び１９番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係２０番及び２１番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第３号利用権設定関係２０番及び２１番朗読】 この案件につきましては、２０番借主が２０番貸主から借り受けた農地を、２１番借主に貸し付けるものです。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係２０番及び２１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号利用権設定関係２０番及び２１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係２２番及び２３番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第３号利用権設定関係２２番及び２３番朗読】 この案件につきましては、２２番借主が２２番貸主から借り受けた農地を２３番借主に貸し付けるものです。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係２２番及び２３番について質疑に入ります。 〇〇委員。
〇〇委員	反あたり〇〇〇〇〇円はちょっと高いように思うのですが、これは正確なのでしょうか。
石田会長	事務局。
戸井主査	大変申し訳ありません、議案の方に誤りがありました。 金額につきましては、〇〇〇〇〇〇円、単価は〇〇〇〇〇円になります。 大変申し訳ありませんでした。
渡邊主幹	〇〇〇〇〇〇円です、大変申し訳ございません。
〇〇委員	わかりました、ありがとうございます。
石田会長	今、訂正がありまして、金額は〇〇〇〇〇〇円、単価は反あたり〇〇〇〇〇円ということで了解いたしました。 他に質疑はございますか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号利用権設定関係２２番及び２３番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 3 号利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番朗読】 この案件につきましては、2 4 番借主が 2 4 番貸主から借り受けた農地を 2 5 番借主に貸し付けるものです。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 2 4 番及び 2 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 2 6 番及び 2 7 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 3 号利用権設定関係 2 6 番及び 2 7 番朗読】 この案件につきましては、2 6 番借主が 2 6 番貸主から借り受けた農地を 2 7 番借主に貸し付けるものです。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 6 番及び 2 7 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号利用権設定関係２６番及び２７番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係２８番及び２９番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第３号利用権設定関係２８番及び２９番朗読】 この案件につきましては、２８番借主が２８番貸主から借り受けた農地を２９番借主に貸し付けるものです。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係２８番及び２９番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号利用権設定関係２８番及び２９番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係３０番及び３１番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第３号利用権設定関係３０番及び３１番朗読】 この案件につきましては、３０番借主が３０番貸主から借り受けた農地を３１番借主に貸し付けるものです。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 30 番及び 31 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 30 番及び 31 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 32 番及び 33 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 3 号利用権設定関係 32 番及び 33 番朗読】 この案件につきましては、32 番借主が 32 番貸主から借り受けた農地を 33 番借主に貸し付けるものです。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 32 番及び 33 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 32 番及び 33 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 4 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。

渡邊主幹	議案第４号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成２０年農業委員会訓令第３号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和８年４月１７日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第４号１番朗読】 この案件につきましては、４月８日に第３地区農業委員さんにて現地調査を行っていただいております。農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。図面につきましては、１８ページに掲載してございますので、ご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第３地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、４月８日に第３地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより１番について質疑に入ります。
委員	（なしの声）
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	（異議なしの声）
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、２番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
渡邊主幹	【議案第４号２番朗読】 この案件につきましては、３月２６日に第４地区農業委員さんに現地調査を行っていただいております。農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。図面につきましては、１９ページに掲載して

	ございますので、ご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第４地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、３月２６日に第４地区農業委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより２番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号２番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第１号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
渡邊主幹	報告第１号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成２０年農業委員会規則第１号）第１８条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和８年４月１７日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第１号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて報告第１号については終了いたします。

	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。 ご苦勞様でした。 (午後 4 時 5 7 分終了)
--	---